

日光市指定ごみ袋 取扱店マニュアル

令和4年4月 改訂版

日光市 市民環境部 資源循環推進課

はじめに

日光市は、ごみの更なる減量化・資源化を推進するため、平成30年4月から家庭ごみの有料化を実施しました。

指定ごみ袋の販売（交付）にあたり、指定を受けた取扱店においては、指定ごみ袋の注文、及び受領、販売（交付）業務を行っていただき、販売代金（一般廃棄物処理手数料）については、後日、市へ納付していただくことになります。本マニュアルでは、こうした一連の流れと、各業務の詳細を解説するとともに、指定取扱店舗の登録に際して、あらかじめ実施しておいていただきたい手続きを記載しています。

本マニュアルを参照いただき、業務の円滑な推進にご協力くださいますようお願いいたします。

日光市 市民環境部 資源循環推進課

記

目次

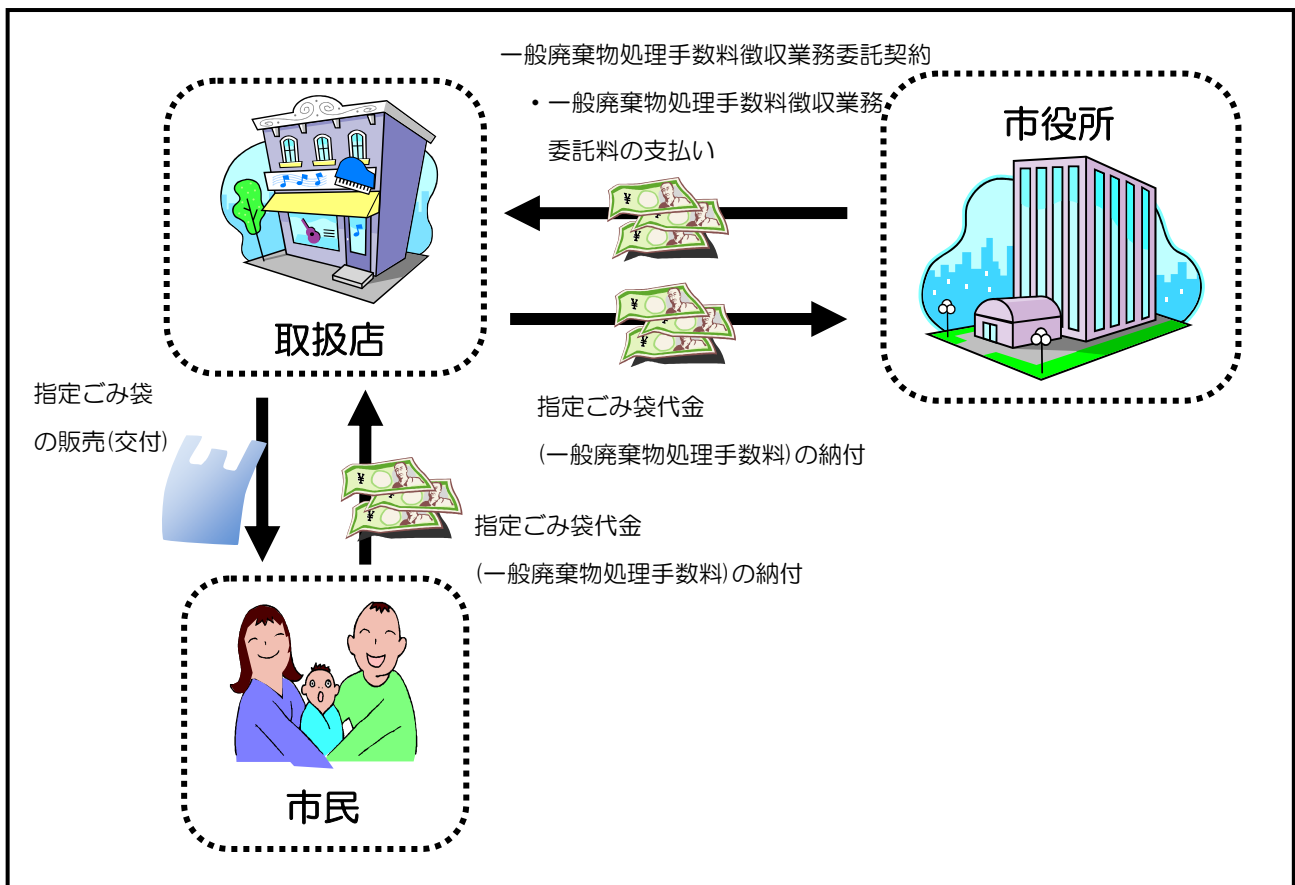
1	指定ごみ袋取扱店のしくみ	P. 2
2	取扱店について	P. 3
3	取扱店になったら	P. 5
4	注文・配送について	p. 7
5	指定ごみ袋の店頭交付（販売）について	p. 9
6	一般廃棄物処理手数料の納付について	p. 11
7	口座振替（自動引落）の登録作業について	p. 15
8	提出いただく書類について	p. 16

1. 指定ごみ袋取扱店のしくみ

指定ごみ袋取扱店になるには、市と委託契約を締結します。契約店舗は、指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」といいます。）として、市に代わって指定ごみ袋の販売（交付）業務を行っていただき、徴収した指定ごみ袋代金（一般廃棄物処理手数料）を市に納付していただきます。

次に、市は取扱店に対し、一般廃棄物処理手数料徴収業務委託料（以下「委託料」といいます。）を支払います。この委託料は、ひと月あたりの納品数に応じて算出されます。

《一般廃棄物処理手数料委託フロー図》



2. 取扱店について

●取扱店の要件

取扱店は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

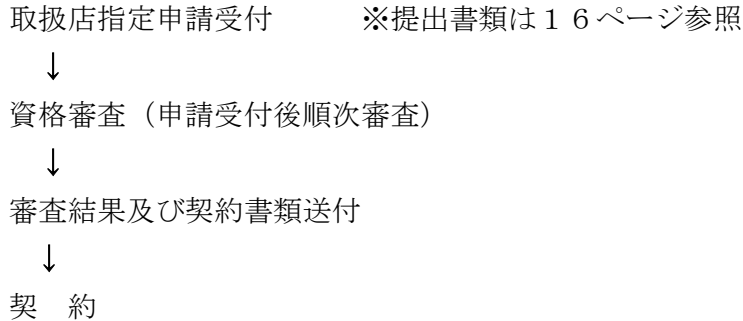
- (1) 小売業を営む者で市内に店舗を有するもの、又はこれに準ずるものとして市長が認めるもの
- (2) 公金の処理と指定ごみ袋の取扱い、管理等責務を全うすることができること
- (3) 市税等を完納していること
- (4) 暴力団と関係を有していないこと
- (5) その他営業に関し、法令に違反した行為がないこと

●業務の概要

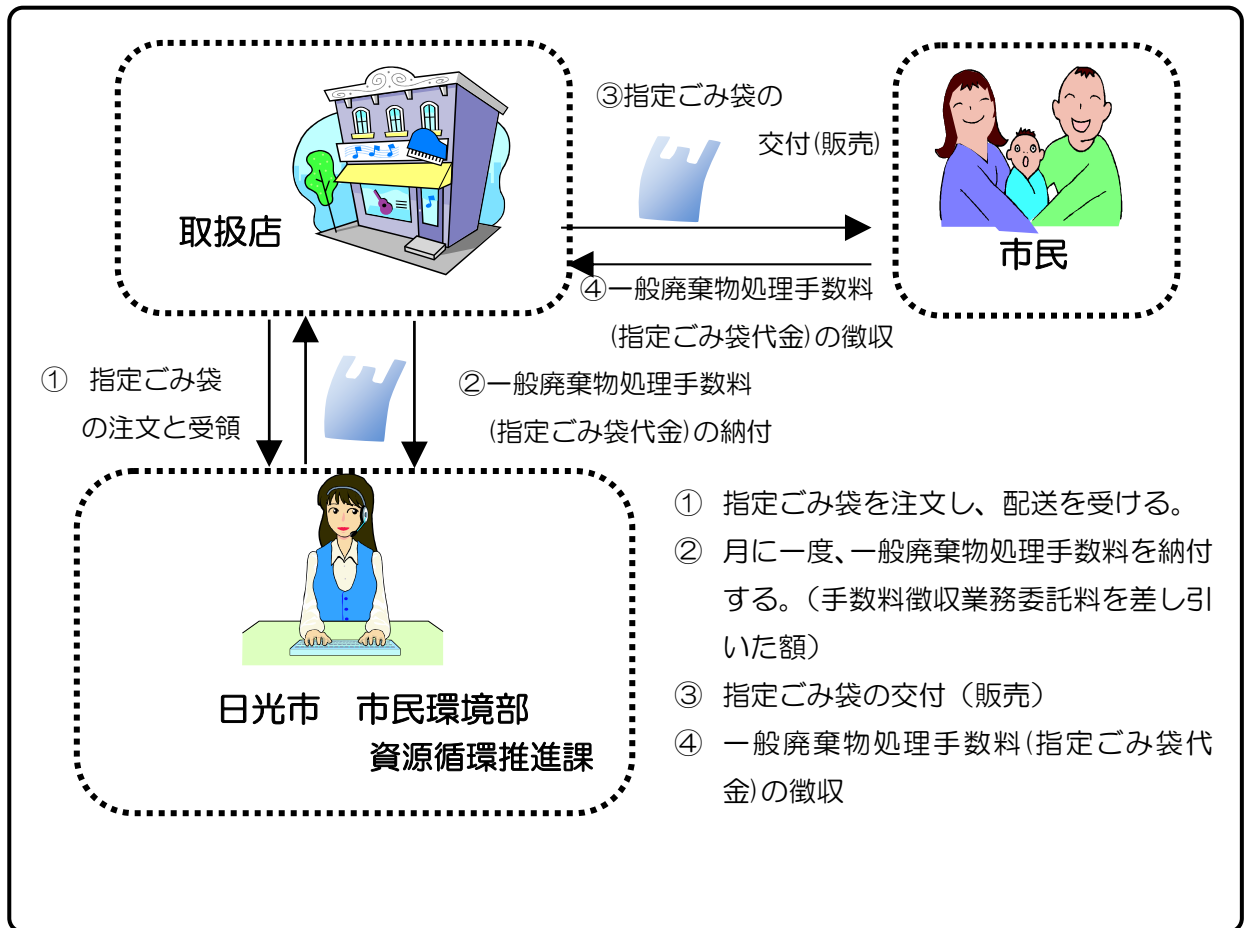
取扱店は、次の業務を行います。

- 注 文：** 指定ごみ袋の注文先は、日光市市民環境部[資源循環推進課]になります。
注文は、原則、FAXまたはインターネットで受け付け、毎週月曜日(市役所が閉庁の場合は翌開庁日)の正午に注文を締め切ります。
ただし、FAXやインターネット環境が整っていない場合は、電話での注文も受け付けます。
- 受 領：** 注文を受けた指定ごみ袋は、注文締切後の金曜日までに、ごみ袋製造メーカーから直接配送されますので、必ず立ち会いのうえ、検品・受領してください。
- 販売(交付)：** 市民への指定ごみ袋の販売(交付)を行うとともに、指定ごみ袋代金(一般廃棄物処理手数料)を徴収します。
- 納 付：** 市は、取扱店において受領(納品)された指定ごみ袋の月単位の数量に基づき、その翌月に請求します。取扱店は請求月の20日までに口座振替(自動引落)又は納付書にて市へ納付します。

●契約までの流れ



《取扱店業務フロー図》



3. 取扱店になったら

●取扱店標識(ステッカー)の掲示

- ・指定取扱店には、取扱店である旨の証書となる「日光市指定ごみ袋取扱店」のステッカーを配布します。
- ・ステッカーは、来店者（市民）の見やすい箇所に掲示してください。



●取り扱える店舗

- ・取扱店は1店舗ごとに登録しています。届け出た店舗以外での取扱いはできません。
- ・他店舗においても同様に取り扱いたい場合は、あらためて市に申請してください。

●取扱時間

- ・指定ごみ袋の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- ・営業時間中に販売時間を制限することはできません。

●従業員などへの研修

- ・この委託業務を従業員などに担当させる場合には、このマニュアルを活用して、制度のしくみと作業の流れを周知してください。

●変更事項の届出

- ・市に届け出ている事項に変更があった場合は、次のような手続きが必要です。すぐに市に申し出てください。

変更する内容	変更のための手続き	備考
代表者 または 店舗名称 の 変更	「指定ごみ袋取扱店変更届出書」を提出してください。 *変更届出書様式は、日光市ホームページ（日光市指定ごみ袋取扱店に関する要綱 様式第4号）で入手いただけます。	店舗住所を示す地図が必要です。
店舗所在地 の 変更		
連絡先・営業時間 ・休業日 の 変更		
一般廃棄物処理手数料の振替口座の変更	新たに「預金口座振替依頼書」、市役所窓口へ提出してください。	

●取扱を中止したいとき

- ・取扱を中止したい場合、速やかに「指定ごみ袋取扱店廃止届出書」を提出してください。
*廃止届出書様式は、日光市ホームページ（日光市指定ごみ袋取扱店に関する要綱 様式第5号）で入手いただけます。

●取扱店の取消し

- ・取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の指定を取り消すことがあります。

- (1) 取扱店の要件を満たさなくなった場合
- (2) 店舗が閉店、又は閉店と同様であるとみなされる場合
- (3) 期日までに一般廃棄物処理手数料を納付しなかった場合
- (4) 市・配送業者の業務を著しく害した場合
- (5) 市長が取扱店として不適当と認めた場合

4. 注文・配送について

●注文先

- ・注文内容を取扱店にも保管いただくために、原則としてFAXまたはインターネットでの注文をお願いします。
- ・FAXやインターネットの設備をお持ちでない場合は、電話での受注対応も行います。電話による注文の際は、注文内容の記録を保管しておいてください。
- ・FAX及びインターネットの受付時間は24時間受け付けしています。電話による受付時間は、月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時から午後4時までです。

《FAXによる注文》

- ・指定取扱店舗登録完了後に、FAXによる注文は取扱店名などを記載した**指定の注文用紙「日光市指定ごみ袋注文書」**を送付いたしますので、**コピー(複製)して活用**いただき、注文の際は、下記のFAX番号まで注文してください。

(指定ごみ袋注文専用ダイヤル)

↓

日光市市民環境部
資源循環推進課

FAX 番号 0288-25-3433
電話番号 0288-25-3432

平成29年10月以降利用

注文用紙イメージ
日光市
『指定ごみ袋』注文書

注文窓口: 日光市役所廃棄物対策課

注文先FAX: 0120-979-404 (FAXが使用できない場合は、電話: 0120-979-303)

注文日: 年 月 日 ご担当名: 姓

取扱店舗: 店名: _____

委託番号: _____

納品先住所: _____

下記の通り注文致します。

品名	注文単位	単価料額	注文数量	金額
45リットル袋	30冊/箱	13,500円/箱	箱	円
燃えるごみ用袋 (10枚/冊)	30リットル袋	9,000円/箱	箱	円
	20リットル袋	6,000円/箱	箱	円
10リットル袋	30冊/箱	3,000円/箱	箱	円
合計				箱 円

【配送について】
ご注文の受付は、毎週月曜日の正午に締め切り、同週金曜日までにお届けします。ただし、月曜日が祝日等で市役所が閉庁日の場合は翌開庁日に締め切ります。

【ご注文・配送単位について】
※指定ごみ袋の最小注文単位は1箱です。→ご注文数量欄に「〇〇箱」とご記入下さい。
※指定収集量は1箱に30冊入りです。

【ご注文の受付について】
※受注間違いを防ぐため、FAXにてご注文ください。
※FAXでのご注文は常時お受けしておりますが、受付が休業日に当たる場合は翌営業日の受付となります。
※この注文書はご注文の旨が相手先に届くまで大切に保管してください。
※この注文書はコピーしてお使い下さい。
※お電話でのご注文は、毎週月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始を除く)の午前9時～午後4時迄です。

注文・配送に関するお問い合わせ
日光市産業環境部廃棄物対策課 電話: 0120-000-000

《インターネットによる注文》

- ・インターネットによる注文は、注文入力用のID・パスワードを発行いたします。
- ・契約締結後に「インターネット受注サービス申込書」を送付いたします。申込書に必要事項を記入、捺印の上、FAXにて提出ください。後日、利用承諾書及び利用方法マニュアルを送付いたします。書類の送付まで約1週間ほどかかりますので余裕をもってお申し込みください。

●注文締切り、配送日

注文締切日：毎週 月曜日（正午）
 配 送 日：同週 金曜日までに配送

- ・毎週、月曜日の正午に注文を締め切り、同週の金曜日までに配送（納品）します。
- ・月曜日が祝日の場合等は、翌火曜日の正午に締め切ります。
- ・配送日及び配送時間の指定はできませんのでご注意ください。

●注文・配送単位

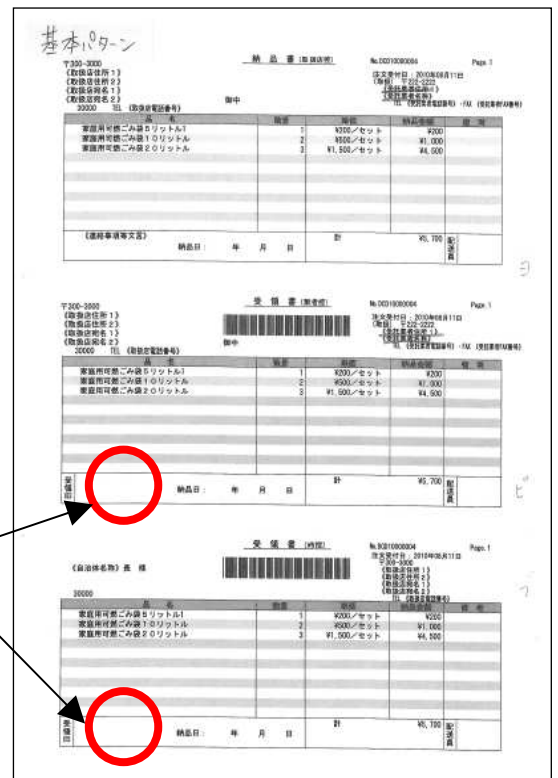
- ・店頭販売（交付）開始に合わせ、全ての種類の指定ごみ袋のお取扱いをお願いします。
- ・指定ごみ袋は箱単位で注文してください。

種 類	注文 単位	金 額
45 リットル袋	1 箱	13,500円
30 リットル袋	1 箱	9,000円
20 リットル袋	1 箱	6,000円
10 リットル袋	1 箱	3,000円

※ 1 箱 30 組入(1 組 10 枚)

●納品方法

- ・指定ごみ袋を受領するときは、立会いのうえ、注文内容と納品内容に間違いがないか確認してください。
- ・その際、配送員が持参した3連の納品書兼受領書の受領書部分2ヶ所に受領印を押印いただくか、担当者の署名をお願いします。
- ・配送員が納品書をお渡しますので、保管くださいますようお願いいたします。



5. 指定ごみ袋の店頭販売（交付）について

●指定ごみ袋の販売（交付）について

種 類	交付（販売） 単位	交付（販売） 金額	箱入り数
指定ごみ袋（45 リットル袋）	1 組 （10 枚入り）	450 円/組	30 組
指定ごみ袋（30 リットル袋）	1 組 （10 枚入り）	300 円/組	30 組
指定ごみ袋（20 リットル袋）	1 組 （10 枚入り）	200 円/組	30 組
指定ごみ袋（10 リットル袋）	1 組 （10 枚入り）	100 円/組	30 組

- ・消費税及び地方消費税を別途徴収することはできません。
- ・常に全種類の指定ごみ袋を用意し、品切れとならないように取り扱ってください。
- ・1組は10枚入りとなります。ばら売りは行わないでください。

●指定ごみ袋の JAN コードについて

（箱寸法は目安のため、実際は異なる場合があります。）

種 類	JAN	箱寸法（mm）
45 リットル袋 持ち手付き	4589440120050	350×250×150
45 リットル袋 持ち手なし	4589440120043	350×250×150
30 リットル袋	4589440120036	450×250×100
20 リットル袋	4589440120029	400×200×100
10 リットル袋	4589440120012	350×200×100

●交付（販売）時の留意事項

- ・指定ごみ袋の交付（販売）業務は、一般廃棄物処理手数料の徴収代行であるため、売り上げとしての処理ではなく、預り金として計上していただくことになります。そのため消費税の支払い義務は生じません。
- ・値引き販売はできません。また、景品等としての無料配布等も行わないでください。
- ・届け出店舗以外での販売はできません。

●不良品の取り扱いについて

- ・お客様に交付（販売）した指定ごみ袋に不良品が発生した場合、指定ごみ袋の交換を行っていただきますが、お客様が持つ枚数分の不良品と同じ枚数の合格品を交換してください。（1枚単位での交換となります。）
- ・交換した指定ごみ袋は、お客様から回収した不良品と、交換のために組を崩して余った指定ごみ袋を併せて、日光市環境課に引き渡してください。新品（10枚入1組）と交換します。
- ・市の責めに帰すべき事由を除いて、市と取扱店で指定ごみ袋の交換はしませんのでご了承ください。取扱店において責任がある場合は取扱店の責任において、指定ごみ袋の交換を行ってください。

●領収書の発行

- ・交付（販売）の際、取扱店の領収書（お客さまの了承がある場合はレシート）を発行してください。なお、「日光市一般廃棄物処理手数料として」領収したことが分かるよう、記載をお願いします。

6. 一般廃棄物処理手数料の納付について

●一般廃棄物処理手数料の納付の考え方

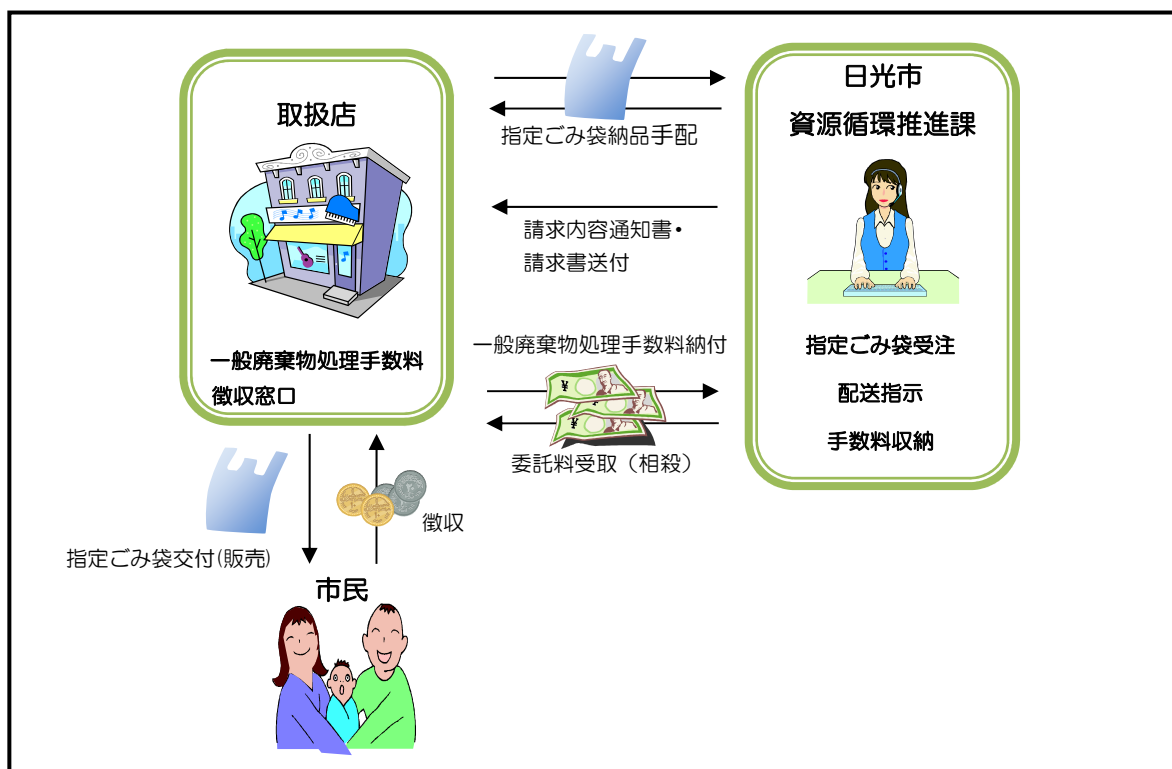
- ・指定ごみ袋の交付（販売）価格は「一般廃棄物処理手数料」であり、ごみを捨てる人が市に納付するものです。本業務では取扱店が市に代わって一般廃棄物処理手数料の徴収窓口となり、指定ごみ袋を交付（販売）するとともに一般廃棄物処理手数料を徴収し、市に納付していただきます。
- ・毎月末日を締日として、取扱店がその月に受領した指定ごみ袋に基づいて、市より請求内容通知書を送付いたしますので、「一般廃棄物処理手数料」を一括して指定口座に納付していただきます。
- ・各取扱店には、指定ごみ袋1箱当たりの金額の販売委託料を市から支払います。この支払い額も取扱店の受領数量に基づいて計算し、一般廃棄物処理手数料を納付していただく際に差し引いて請求いたします（相殺処理）。
- ・委託料の額は指定取扱店が発注し、納品された指定袋代金の8%に消費税相当額を加えた額です。

種 類	販 売 委 託 料
45リットル袋	1,080 円／箱（税別）
30リットル袋	720 円／箱（税別）
20リットル袋	480 円／箱（税別）
10リットル袋	240 円／箱（税別）

委託料の例：450袋1箱の場合

$$13,500 \text{円} \times 8\% + \text{消費税相当額} = 1,080 \text{円} + 108 \text{円} = \underline{1,188 \text{円}}$$

《一般廃棄物処理手数料納付フロー図》



●納付方法について

- ・納付方法は下記のとおりです。
 - ① 口座振替(自動口座引落とし)
 - ② 納付書払い
- ・納付スケジュールはおよそ下記のとおりとなります。

配送月	翌月
指定ごみ袋の注文	5日頃 ⇒請求内容通知書が届く
指定ごみ袋の受取 (毎月末日が締日)	20日 ⇒引落日・納付期限

- ・引落日、納付期限は、配送月の翌月 20 日となります。配送月翌月 20 日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

●口座振替による納付の方法

- ・指定ごみ袋を配送した翌月 5 日頃に「請求内容通知書」を送付します。
- ・請求内容通知書を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された金額を、事前に登録された金融機関口座に用意してください。
- ・同月20日に口座振替（自動引落）で引落しをいたします。口座振替（自動引落）に際しての手数料はかかりません。
- ・口座振替日（引落日）が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とします。

●納付書払いによる納付の方法

- ・指定ごみ袋を配送した翌月 5 日頃に「請求内容通知書」と「納入通知書兼領収書(以下「納付書」という。）」を送付します。
- ・「請求内容通知書」及び「納付書」を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、請求内容通知書に記載された納付期限までに、納付書により納付場所で支払ってください。

◆納付場所

足利銀行、栃木銀行、筑波銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、みずほ銀行
上都賀農業協同組合、市役所、各行政センター、地区センター、出張所

*ゆうちょ銀行窓口での取扱いはできません。

●入金の確認できなかった場合

- ・口座振替及び納付書払いの方法での入金の確認できなかった場合、市から電話で連絡のうえ、納付用の請求内容通知書と納付書を送付いたします。なお、口座振替で納付いただいている方への再引落しは行いません。納付書払いにて対応してください。また、引落しがされなかったことに気付いた場合は、市まで至急連絡してください。
- ・「請求内容通知書」及び「納付書」を受け取ったら、「請求内容通知書」に記載された納付期限までに、納付書により納付場所で支払ってください。
- ・再請求をさせていただいた上で、さらにご入金の確認ができなかった場合、やむを得ず配送を停止させていただく場合がございます。

●納付いただく金額

月単位で
 配送された指定ごみ袋 - (委託料 + 委託料に対する消費税) = 納付金額
 (一般廃棄物処理手数料)

《1箱あたりの納付金額》

種別	注文 単位	配送された指定ごみ袋 (A)	委託料+消費税 (A)×8%+消費税	納付金額
45リットル袋	1箱	13,500円	1,188円	12,312円
30リットル袋	1箱	9,000円	792円	8,208円
20リットル袋	1箱	6,000円	528円	5,472円
10リットル袋	1箱	3,000円	264円	2,736円

(1円未満の端数は切捨て)

(計算例) 450袋を5箱仕入れた場合

$$67,500円 - (5,400円 + 540円) = 61,560円$$

●委託業務に係る関係緒帳票類について

- ・手数料の日々の徴収額を記帳し、指定ごみ袋の種類ごとの徴収額等を明確にしておいでください。
- ・委託業務に係る帳票類は、手数料を徴収した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保存しておいて下さい。

7. 口座振替（自動引落）の登録作業について

口座振替（自動引落）による代金の支払いを希望される場合、事前に振替用口座の登録が必要となります。登録作業として下記の書類を提出していただきます。

●提出書類

口座振替依頼書

●取扱金融機関

足利銀行 栃木銀行 筑波銀行 鹿沼相互信用金庫 中央労働金庫
上都賀農業協同組合 ゆうちょ銀行

●口座振替依頼書の記入について

- ・支払いに使用される振替用口座を、金融機関に申告するためのもので、3枚つづりになっております。
- ・なお、複数店舗の支払いをひとつの口座からまとめて引き落とす場合は、**複数店舗分の口座振替依頼書を作成し、利用する同一口座の内容を記載してください。**

●口座振替依頼書のご提出について

- ・取扱店の担当者自身で、所定欄に記載してください。3枚つづりになっておりますので、**必ず、3枚すべて市、又は金融機関に提出してください。**
- ・振替用口座登録に1ヶ月程度期間を要します

8. 提出いただく書類について

●提出書類

- ・以下の書類をご確認のうえ、提出してください。

チェック欄	提出依頼書類一覧	
<input type="checkbox"/>	指定ごみ袋取扱店指定申請書	◎全取扱店に提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	市税等を完納していることを 証する書類 (市税完納確認書等)	◎全取扱店に提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	誓約書	◎全取扱店に提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	店舗の位置図	◎全取扱店に提出していただきます。
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書 (納付書払いの場合は不要)	◎口座振替(自動引落)での支払いを希望される場合は、 3枚全て市へ提出してください。
<input type="checkbox"/>	インターネット受注サービス 申込書(希望者のみ)	◎インターネット注文を希望される場合のみ 業務委託契約締結後に、様式を送付しますのでFAXに て申し込んでください。 日光市環境課 FAX番号:0288-25-3433

・提出先

日光市役所 市民環境部 資源循環推進課 (本庁舎2階)
郵便番号: 321-1292
住所: 日光市今市本町1番地
電話番号: 0288-21-5138

・提出方法 持参 または 郵送

・お問合せ先 日光市役所 市民環境部 資源循環推進課
電話 0288-21-5138 FAX 0288-21-5128